

# 社会福祉法人八康会 ケアハウス楽生苑

## 重要事項説明書

### 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 八康会
法人所在地	京都府久世郡久御山町坊之池坊村中66番地
代表者氏名	理事長 南 八王
電話番号	075-632-1094
F A X	075-632-1097
設立年月日	平成9年7月1日（法人認可）

### 2. ご利用施設

施設の種類／名称	ケアハウス／ケアハウス楽生苑
施設の所在地	京都府久世郡久御山町坊之池坊村中66番地
施設長（管理者）氏名	山村 大作
電話番号	075-632-1094
F A X 番号	075-632-1097
開設年月日	平成10年8月1日（設置認可）
当施設の運営方針	ご契約者（以下「利用者」）が安心して生き生きと明るい日常生活を送れるよう支援し、介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮いたします。
交通の便	・京阪淀駅より京都京阪バス「北川顔」バス停下車徒歩15～20分 近鉄大久保駅より京都京阪バス「久御山町役場前」バス停下車 徒歩15～20分

### 3. 施設の概要

#### (1) 敷地および建物

敷地		2,101.56㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート地上4階
	延べ床面積	875.95㎡
	利用定員	15名

#### (2) 主な設備

名 称	室 数 ・ 数	備 考
個人居室	13室	居室の変更:二人部屋の利用者のいずれか一方の退居等により一人となった時や、入居者の身体機能の低下等の為、居室を変更することが適当と認められるときなど居室を変更することがあります。
2人部屋	1室	(例: ご夫婦、ご兄弟、親子部屋)
メインダイニング	1箇所	4階
ダイニングルーム (食堂)	1室	食事・懇談会など行事にも使用
浴室	2室	一般浴・個浴として時間割り使用
共同トイレ	1室	4階
談話コーナー	1室	4階食事・懇談会など行事にも使用
集会娯楽室	1箇所	4階食事・懇談会など行事にも使用
医務室	1室	1階 (緊急時のみ)
相談室	1室	4階
洗濯室	1室	4階
洗濯干し場	1箇所	4階

#### 4. 職員体制

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### ①主な職員の配置状況

職 種	人 数	主な業務
施設長	(1) 名	施設管理者として職員の管理、調整、業務実施の把握、その他必要な指揮、命令など
生活相談員	1名	利用者の生活相談、面接、援助や、その他入居生活に関わる連絡、調整など
介護職員	1名以上	利用者の日常生活の介護、援助など
管理栄養士	(1) 名	献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導など
事務職員	(1) 名	庶務及び会計業務全般など
宿直員	(1) 名	建物の管理宿直及び緊急時対応など

※ ( ) は特別養護老人ホーム・デイサービス兼務

##### ②主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
生活相談員	日勤A 8:00～17:00
介護職員	日勤 8:30～17:30
	日勤C 9:30～18:30

##### ③医師（協力医）

医療機関の名称	久御山南病院
所在地	京都府久世郡久御山町坊之池坊村中28番地
電話番号	075-631-2261

#### 5. 当施設が提供するサービス

利用料金に含まれるサービス

種 類	内 容						
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>利用者は食堂にて食事をとっていただくことを原則とさせていただきます。</li> </ul> (食事時間) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝食</td> <td>8:00～9:00</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>12:00～13:00</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>18:00～19:00</td> </tr> </table>	朝食	8:00～9:00	昼食	12:00～13:00	夕食	18:00～19:00
朝食	8:00～9:00						
昼食	12:00～13:00						
夕食	18:00～19:00						

入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室準備を行います。</li> <li>・入浴は施設指定の時間で行っていただきます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に定期的に協力医療機関における健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存、健康保持、疾病予防に努めます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者及びご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。</li> </ul>
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。</li> </ul>

### ※サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認し対応いたします。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。
- ④ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。  
但し、ご契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご契約者の心身等の情報を提供します。

## 6. 利用料

### ①月額利用料

- ・下記の料金表<表1>により、ご契約者様の収入によって決定された合計が月額の基本利用料となります。

注1) 自室で使用された水道光熱費がかかります。(各居室に設置したメーターでの算出)

注2) 11月～3月の間、冬季加算(共有スペース等の暖房費) ¥2,070が加算されます。

< 表1 >

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下	10,000	44,810	28,000	82,810
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	44,810	28,000	85,810
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	44,810	28,000	88,810
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	44,810	28,000	91,810
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	44,810	28,000	94,810
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	44,810	28,000	97,810
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	44,810	28,000	102,810
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	44,810	28,000	107,810
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	44,810	28,000	112,810
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	44,810	28,000	117,810
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	44,810	28,000	122,810
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	44,810	28,000	129,810
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	44,810	28,000	136,810
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	44,810	28,000	143,810
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	44,810	28,000	150,810
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	44,810	28,000	157,810
17	3,000,001円～3,100,000円	89,300	44,810	28,000	162,110
18	3,100,001円以上	89,300	44,810	28,000	162,110

但し、「京都府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」改正に伴い変更いたします。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※2人部屋を1人で利用される場合は、居住に要する費用は月額47,800円になります。

②ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は下記の通りです。

- (1) 入院期間中であっても、<表1>の「サービスの提供に要する費用」「生活費」「居住に要する費用」及び居室の水道光熱費（使用された分）の合計利用料金を請求いたします。
- (2) 3ヶ月を超える長期入院の場合、ご契約者、保証人、施設管理者で協議を行い、今後の対応を決定いたします。

## 7. 苦情相談窓口

当施設では、苦情の解決に向けて下記の通り苦情相談解決責任者、苦情相談窓口責任者、苦情相談受付担当者及び第三者苦情受付窓口の体制を整えております。

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

施設内ご利用相談窓口	苦情相談解決責任者：山村 大作（施設長） 苦情相談窓口責任者：石丸 智彦（課長） 苦情箱：1階面会コーナー奥に設置
ご利用方法	受付時間（8：30～17：30） TEL：075-632-1094 FAX：075-632-1097 E-mail：rakusei8@guitar.ocn.jp
※直接の相談は相談室などを利用し、プライバシーへの配慮をいたします。	

②施設外部の第三者苦情受付窓口

第三者委員苦情相談窓口	第三者委員：織田 敏嗣 様（有識者）
	第三者委員：大宮 佳奈 様（有識者）

③行政機関その他苦情受付機関

久御山町 民生部福祉課	連絡先 電話 075-631-9902 FAX 075-631-1807
京都府社会福祉サービス適正化委員会	連絡先 電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課	連絡先 電話 075-326-1050 FAX 075-326-1055
京都府山城広域振興局健康福祉部 企画調整課	連絡先 電話 0774-21-2191 FAX 0774-21-1807

## 8. 非常時の対策

非常時の対応	「施設避難計画」に準じ対応を行います。
平常時の訓練など	「施設避難計画」に準じ対応を行います。
緊急自体の対応	「施設避難計画」に準じ対応いたします。

## 9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

持ち込みの制限	衛生管理の観点から、食品（腐敗しやすいもの）、危険物（刃物等）、獣類（ペット等）などは、原則として持ち込むことができません。
金 銭	現金の持ち込みは10万円程度とし、それ以上の現金については金融機関等にお預け頂くようお願いいたします。また、万が一現金が紛失した場合、一切の責任を負いかねます。
来 訪 ・ 面 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会時間 9：00～17：00（その他必要に応じて面会できます）</li> <li>・来訪者は、必ず面会受付簿への記入をお願いいたします。</li> <li>・来訪される場合、食品（腐敗しやすいもの）の持込はご遠慮ください。</li> <li>・感染症拡大時等来訪や面会の制限をさせていただくことがあります。</li> </ul>
外 出 ・ 外 泊	職員の付き添い以外で、外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出いただき、外出、外泊簿へのご記入をお願いします。
食 事	外出などにより食事が不要な場合は、前日までにお知らせください。
浴 室 の 使 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室内での、毛染め、衣類の洗濯などは禁止です。</li> <li>・その他、迷惑行為、浴室の汚染、浴室の破損、危険行為等も固く禁止します。</li> </ul>
喫 煙	・敷地内全面禁煙となっております。
飲 酒	施設長又は主治医等の許可がある場合のみ、居室内での節度ある適度な飲酒を許可します。
火 気 の 使 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防上の理由から、居室内での火気使用はご遠慮ください。</li> <li>仏壇などの線香やろうソク、石油温風ヒータ、石油ストーブ、電気ストーブ、ハロゲンヒータ等の火気使用による暖房機器類の使用はお断りいたします。</li> <li>・その他暖房機器などについては、一度お問い合わせください。</li> </ul>
迷 惑 行 為 等	騒音、悪臭など他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないように願います。
宗教活動・政治活動	当施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

ケアハウスの施設サービスの開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

※記名（印字又はゴム印）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

令和 年 月 日

説 明 者 職 種（生活相談員）氏 名 ⑩

私は、本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解しサービスの開始に同意いたしました。

契 約 者 住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

身元保証人及び家族代表 住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩